



平成 30 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 根 銀 行
代 表 者 取締役頭取 鈴木 良夫
(コード：7150 東証第一部)
問 合 せ 先 人事財務グループ部長
片寄 直樹
電 話 番 号 0852-24-1234 (代)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 27 日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 18,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,242 円
(4) 処 分 総 額	22,977,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当行は、平成 30 年 5 月 11 日付で当行取締役および監査役（社外取締役および社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 30 年 6 月 26 日開催の第 168 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、本日付「株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当行株式の保有および処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「取締役株式給付規程」および「監査役株式給付規程」（以下、併せて「役員株式給付規程」といいます。）に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数の一部に相当するもの（平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 2 事業年度分）であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 5,576,000 株に対し 0.33%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 54,927 個に対する割合 0.34%）となります。

※本信託の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委 託 者	当行

受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当行と利害関係のない第三者を選定
信託契約の締結日	平成30年8月27日(予定)
金銭を信託する日	平成30年8月27日(予定)
信託の期間	平成30年8月27日(予定)から信託が終了するまで
議決権行使	行使しないものといたします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成30年7月10日から平成30年8月9日まで)の東京証券取引所における当行普通株式の終値平均である1,242円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,242円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,224円に対して101.47%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,260円(円未満切捨)に対して98.57%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,313円(円未満切捨)に対して94.59%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上